

# 第三管区海上保安本部公示第12号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年6月26日

第三管区海上保安本部長

福本 拓也（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 東京都大島支庁
- (2) 住 所 東京都大島町元町字オンダシ222-1

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

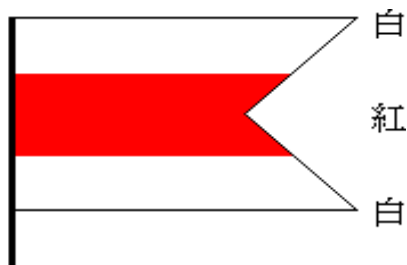
- (1) 区 域 神津島村地内長浜海岸（調査区域図のとおり）
- (2) 期 間 許可日から令和8年7月31日（3日間）  
令和8年11月1日から令和9年2月15日（3日間）

## 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

